

平成18年度那覇家庭裁判所委員会（第2回）議事概要

第1 開催日時

平成19年3月6日（火）午後2時～午後4時

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者（委員）

青木孝之，五十嵐義治，大平修，嘉数武，熊谷雅宣，小西洋，照屋兼一，友利敏子，加藤幸雄，宮里玲子，宮良直人，諸見里道浩

（五十音順，敬称略）

※ 仲宗根用英委員は欠席

（説明補助者）

大園俊一（沖縄少年院長），神谷梅代（児童相談所相談班長）

下川高範（事務局長），一尾信博（首席家裁調査官）

前田亨（次席家裁調査官）

（庶務担当）

日野誠一（総務課長）

第4 議事概要

【発言者の略記＝◎：委員長，○：委員（裁判所委員は□）◇：説明補助者】

- 1 開会宣言
- 2 委員長あいさつ（那覇家庭裁判所長）
- 3 新任委員等の紹介（加藤幸雄，宮里玲子）
- 4 委員長選出
- 5 意見交換

（1）意見交換テーマ

少年非行及び非行少年の処遇状況について

- （2）那覇における少年非行及び非行少年の処遇状況について以下のとおり各説明（概略を記載）が行われた。

ア 少年非行の現状と特徴，非行の原因と背景，保護的措置の取組等について（前田亨次席家裁調査官）

（ア）少年非行の現状と特徴については，一般保護事件が平成7年以降増加し，特に平成15年以降は増減を繰り返しながらも年間2000件を超える状況が続いており，身柄事件と粗暴犯の多さが特徴的である。

（イ）非行の原因と背景では，①地域における不良交友関係の結びつきの強さ，②児童虐待，③発達障害について取り上げた。

（ウ）保護的措置の取組では，瀬長島ビーチ清掃ボランティア，粗暴非行の被害を考える教室の活動状況の説明や被害者に対する取組状況の説明を行った。

イ 家庭裁判所における処遇の実情について（小西洋裁判官）

少年院送致や児童自立支援施設送致の決定をした後に別件の審判等のため少年院等に赴いた際，少年が熱心に職業訓練や資格取得に取り組み，出院した後の就職や生活を語る様子を見聞し，少年自身が審判時と大きく変わっている印象を受けたことについて紹介した。

ウ 沖縄少年院の処遇の実情について（大園俊一少年院長）

（ア）沖縄少年院の歴史・沿革，収容少年の特徴，非行事件の種類として窃盗が62%台と最も多い。

（イ）沖縄の特殊性として，暴力団出入りと覚せい剤使用がないことが本土と大きく異なる。保護者や引受人に両親のいる比率は30%未満で，全国の少年院と比較するとかなり低い割合となっており，事件を起こす少年の家庭は離婚しているケースが多いことが伺われる。

（ウ）出院後の就職のための職業補導として技能検定等の資格取得や職業人としてマナーや対人関係の習得にも力を入れている。また，出院後に少年を地域の活動に溶け込ませることを目的に伝統文化承継指導として，エイサー，三線，ふくふく茶などの習得を行っている。

（エ）地域性による特色として，沖縄県内の少年を収容することから，院

内に知己関係者や共犯者と顔を合わせるが多いため、共犯関係者等の調整指導を行っている。

エ（大平修沖縄県警本部長）

沖縄県内の平成17、18年の少年非行等の検挙・補導人員、刑法犯（犯罪及び触法）種別の検挙・補導状況、不良行為少年の補導状況を説明し、特に沖縄の特徴として、「深夜はいかい、飲酒、喫煙」で補導される少年が全国平均よりも多いこと、夜型社会と飲酒に寛容な風潮があること、保護者の監護能力、少年を取り巻く地域社会の少年健全育成の意識の問題などを指摘した。

（3）意見交換の主な内容について

- 大園少年院長からの説明は感銘深く受けとめた。施設内での矯正の効果は大きなものがあると感じられた。大平県警本部長の話では、犯罪防止に取り組んでおり、その成果が検挙・補導の数字として表れていると思った。沖縄県の犯罪の特徴として、全体的には窃盗が多いが、最近の傾向として危惧されるのは、粗暴犯の増加と低年齢化、特に、中学校の繋がりを中心とした地域の繋がり、深さがあると思われる。このことは、良い面として地域社会の密接な行事として、例えばエイサーなどの行事があり、年齢を超えた年上から年下の繋がり、強さがあると考えている。
- 各報告により、沖縄の少年非行の問題点や社会の問題点が浮き彫りにされ、沖縄県人として忸怩たる思いがある。現在は、親子の会話がなくなってきているが、それを補うものとして地域の祭り、例えばエイサーなどの行事がある。この行事については、以前から青年団がその活動に不良少年を引き入れて、健全化を図る役割を担ってきた点がある。また、沖縄の飲酒社会も指摘がなされたが、飲酒運転防止の活動を警察やマスメディアもキャンペーン的に取り組んでおり、少しずつ効果が出てきた感じがする。
- 中学校単位の荒れる成人式を見てると、地域の繋がり、強さがあるので、この地域の強さがプラス面に転じれば、改善に結びつく部分があるのでは

ないかと思う。また、非行の原因としての児童虐待が多い点や発達障害が指摘されたのは、意外であり、メディアとしては触れずに報道してきた部分もあり、もう少し詳しく聞きたい。

- ◇ 児童虐待の根元には、経済的困窮、いわゆるネグレクトが常態化していると考えられる。これは離婚率が非常に高いため、経済的に破綻し多重債務者となって、破産等の手続を受けている者が多いこと。また、17、8歳の低年齢出産が多いこともある。生活費を稼ぐために夜間の仕事をして、長時間子供が放置されてしまう。そのため、子供は家にいても面白くないことや思春期に入って、親の目が行き届かなくなると、たまり場に目が向いてしまい、深夜はいかいを言い、飲酒、喫煙をする。その結果、朝起きられなくなり、怠学が始まり、学校の勉強に付いていけないために学校に行かなくなるケースが多い。

また、子供が大きくなると親との力関係が逆転して家庭内暴力が起きる。そのような親子について、適切な指導をしたり、見本となる親がいない。寂しい者同士が集まり、そこに女子がいると遊興費欲しさに、成人男性との援助交際などに走るということになり、指導するにしても難しいものとなる。

今は中学校の触法少年の通報が多い。児童自立支援施設の若草学院は生徒が飽和状態である。そこで、県外の自立施設を利用して、1、2年して更生して帰ってきても家庭や社会の受け入れ側の受け皿の環境が変わらないので、また非行に走ってしまい、更生にとっても苦労しているのが実情である。

- 離婚し、経済的に困窮し、親の目が行き届かない場合に、不良少年となるケースが多いと感じられる。
- 無断外泊が圧倒的に多く、非行少年を逮捕する率が非常に高い。通常、家庭がきちんとしていれば、逮捕までしなくてもすむが、親の監護の下で任意に取り調べることができないので、逮捕して調べるしかないケースが多

いと感じる。

- 大人社会と似ている。沖縄は成人刑事事件も粗暴犯が多く、酒を飲んで暴行傷害事件を起こしたり、酒を飲んで車を運転する者も多い。飲酒運転の防止の働きかけで、今年になってから、1、2月で去年の2割くらい違反件数が減少しており、大人社会が変われば子供も変わると期待できる。
- ◎ 調停事件においても夫から暴行を受けた場合も飲酒してのケースが多く、社会全体で飲酒についての節度が必要と感じる。
- DV事件の7割ぐらいは飲酒しているケースである。
- 沖縄の社会は男性社会であることが要因になっていると思う。沖縄の女性は強いと言われるが、一方で男女差別の風潮もある。飲酒運転撲滅運動と同様に女性の地位向上の運動が児童虐待やDVにも良い影響を与えらると思う。

また、少年院長からボーイスカウト活動の話があり、感銘を受けた。最近この活動が停滞していることが、ボランティア活動につながるリーダーが不足していることに関係しているものと思われる。この活動については、取り組む必要と同時に、社会的に評価されるシステムが必要と考える。

- 女性蔑視の意識が会社でもあるのではないか。女性の課長などの管理職が少ないのもその表れではないか。また、非行少年の原因となるのが深夜はいかいであり、PTA等組織的な行動で取り組んで、それをなくすことが一番の方法ではないのか。飲酒運転の撲滅運動と同じように、深夜はいかいをなくすことの一点だけでも絞って減らしていけば、不良行為少年の減少につながる一番の方法だと思う。マスコミにも協力してもらい、県民全体で組織的に取り組んでいけばいいのではないかと考える。
- 組織的な行動としてマスコミも取り上げる必要はあると思う。沖縄も95%はいい子がいると感じている。また、沖縄には、風土や自然に優れたものがあるので、非行を犯した少年が立ち直っていくためには、この良さを活かして行く必要があり、継続が力になると考えるので、よい提案があれ

ば是非取り組んでみたいと考えている。

- ◇ 沖縄の少年は、関東、関西、九州本島の少年と比較しても変にスレてはいないし、子供の性質はいいと感じる。少年を指導する中で、純朴な部分がまだ残っている。これは、25年前に赴任した経験と今の勤務を比較しても基本的には昔と同じであると思っている。2回目、3回目と入所してくる少年もいるが、入所している時は目に見えて成長しているのが分かるので、入所中の指導は決して無駄ではない。むしろ、親や社会の状況が変わっているのが大きいと感じる。
- 非行少年に対して、保護的措置として瀬長島ビーチの清掃ボランティア等が行われているとの報告があったが、どの段階で誰が主体的に行っているのか。
- ◇ ボランティア活動や被害を考える教室の対象は、いずれも不処分程度の処分が見込まれる少年で、調査の過程で家裁調査官が検討し、調査と審判との間で実施している。また、被害を考える教室については、第1回目の調査時に家裁調査官が提案し、保護者、少年の同意があった者に参加してもらって、参加後に審判を行う方式を行っている。
- 成人式で暴れる場合、私達が中学、高校の頃と比較して、中学校単位で活動している印象がすごく目立ってきていると感じる。

また、弁護士活動を通じて感じたことは、非行少年には親や兄弟からの虐待体験がある少年がかなりいると思われる。

ところで、現在、沖縄弁護士会の活動として、当番付添人制度の導入を検討しており、裁判所に協力要請をしているところである。その他、13歳程度の少年の身体拘束もできる限り避けていただく方向で、身体拘束を行う場合も保護的要請が強い場合に、警察ではなく、児童相談所の方で一時的に保護する形での取組が行われていると思っている。

- 沖縄の少年は早熟であると思っている。中学の時には既に一人前の飲酒が行われており、本土の場合と異なり、高校生と中学生が逆転し、早く結婚、

出産、離婚という形となる場合が多い。このケースで離婚したときは、男性は養育する能力もないし、養育する気もないのに親権だけはこだわるという一種の男尊女卑の背景があると感じている。少年非行は、男子は粗暴犯で、女子はぐ犯というイメージがある。この男女の非行の区別がなくなると都市型社会と変わらなくなると考えているので、まだまだ、沖縄の少年は素朴であると感じている。

- 女子の場合の非行は、ぐ犯が中心と感じている。今は携帯電話があり、性非行の広がりが深刻になっていると感じている。施設できちんと性教育を受けた子であれば妊娠防止ができるが、そうでない子は、交遊関係の結びつきで、皆がやっているのということで簡単に援助交際を行う子が多い。
- ◇ 沖縄でのぐ犯は急激に減ってきていると感じている。女子の場合にはぐ犯というより、陰湿な粗暴非行が目立っている。
- 昨年度は、女子による集団暴行がやや見受けられたと感じている。
- ◎ 沖縄の少年には、まだまだ未来があると感じている。覚せい剤関係の犯罪や暴力団の影響が薄いということも救いと考えられる。メディアの方へも非行防止についての協力や取組をお願いしたい。

(4) 次回のテーマ

- ◎ 次回のテーマは、この場での意見が出ないので、前回と同様に、2か月前に議題についての照会書面を送付する取扱いにさせていただく。

6 次回開催日について

平成19年9月11日(火)午後2時00分

7 閉会宣言